

総務常任委員会会議録

目次

【開 会】	5
議案第 14 号 矢板市行政手続条例の一部改正について	5
議案第 15 号 矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例及び矢板市国民 保護協議会条例の一部改正について	5
議案第 16 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につ いて	6
議案第 17 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	6
議案第 18 号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について	6
議案第 19 号 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について	8
議案第 20 号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について	10
議案第 21 号 矢板市手数料条例の一部改正について	10
議案第 23 号 矢板市墓苑条例の一部改正について	11
議案第 26 号 財産の取得について（追認）	12
議案第 27 号 財産の取得について（追認）	12

議案第 31 号 矢板市総合戦略について	13
陳情第 6 号 日本政府に「非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書	14
委員長報告	15
閉 会.....	15

1 日 時

令和8年3月5日（木）午後1時45分～午後3時00分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（7名）

委員長	石 塚 政 行				
副委員長	渡 邊 英 子				
委 員	齋 藤 典 子	宮 本 莊 山	関 由 紀 夫		
	佐 貫 薫	石 井 侑 男			

4 欠席委員

なし

5 説明員（12名）

(1)総合政策課（2人）

①総合政策課長	村上治良
②政策企画担当	飯野瑞樹

(2) 総務部（1人）

①総務部長	高橋弘一
-------	------

(3) 総務人事課（3人）

①総務人事課長	佐藤賢一
②行政担当	吉田佐江子
③戦略人事室長	高橋和寛

(3) 税務課（3人）

①税務課長	高久聡子
②市民税担当	田代和子
③資産税担当	齋藤浩明

(4) 生活環境課（3人）

①生活環境課長	柳田豊
②企画・危機対策担当	星宮良行
③生活業務担当	渡邊訓之

6 担当書記 清水ゆう子 粕谷嘉彦

8 付議事件

議案第14号 矢板市行政手続条例の一部改正について

議案第15号 矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例及び矢板市国民保護協議会条例の一部改正について

- 議案第 16 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について
- 議案第 17 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 18 号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第 19 号 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について
- 議案第 20 号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 21 号 矢板市手数料条例の一部改正について
- 議案第 23 号 矢板市墓苑条例の一部改正について
- 議案第 26 号 財産の取得について（追認）
- 議案第 27 号 財産の取得について（追認）
- 議案第 31 号 矢板市総合戦略について
- 陳情第 6 号 日本政府に「非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳
情書

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（石塚政行） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 (13:45)

○委員長 この委員会に付託されました案件は、議案第14号から議案第21号まで、議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第31号及び陳情第6号の13件である。

議案第14号 矢板市行政手続条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務人事課長（佐藤賢一）

（「議案書」の7～16ページにより説明）

○委員長 質疑はあるか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決された。

議案第15号 矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例及び矢板市国民保護協議会条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第15号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務人事課長

(「議案書」の17～19ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

議案第16号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第17号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第18号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長 次に、「議案第16号」、「議案第17号」及び「議案第18号」を一括議題

といたします。

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務人事課長

(「議案書」の20～61ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

○佐貫委員 市の職員の給与について伺う。これは他自治体と比べて、同等なのか、

それとも上なのか。

○総務人事課長 今回の改正内容については、人事院勧告に合わせているため、他自治体においても同様に上がっている。ただ、給料表のどこを使うかは各自治体によって異なるので、当市としては、給与水準は県内市町の中で中位程度となっている。

○佐貫委員 中位程度という点については、矢板市の規模からすれば頑張っていたらと思うが、昨今の人材不足の状況において、優秀な人材を確保しようとすると、「ヒト・モノ・カネ」のうち「カネ」の部分も重要になってくるかと思う。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 16 号、議案第 17 号及び議案第 18 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 16 号、議案第 17 号及び議案第 18 号は、原案のとおり可決された。

○委員長 この際、委員会条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、委員長として傍聴を許可することとしたので、御報告する。

○委員長 暫時休憩する。 (14:07)

(傍聴者入室)

○委員長 会議を再開する。 (14:08)

議案第 19 号 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 19 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長（村上治良）

（「議案書」の 62～63 ページにより説明）

○委員長 質疑はあるか。

○佐貫委員 立て付けとしては、基金も残っており、柔軟にスピーディーに対応できるふるさと納税も準備するという二つの仕組みがあるという認識でよいか。

○総合政策課長 議員御指摘のとおり、従来の基金への積立やふるさと納税はそのままである。

今回の改正は、例えばイベントの実施といった目的に対して、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを行う場合、その当該年度の同じ事業の年度内にその事業に充てるための改正である。

一般のふるさと納税基金に積んで、翌年度に事業を行うという点はこれまでと変わらないが、その目的として、どうしてもその年度内にイベントを実施したいという目的で、ふるさと納税を使ったクラウドファンディングを行いたい、市が後押しをしたいというようなものがあるならば、これを使って実施していきたいと考えている内容である。

○佐貫委員 となると、市側が単独でかつスピーディーに何かを実施したいといったときに、広く多く使える仕組みが一つ増えるという認識で受け取ったが、認識は合っているか。

○総合政策課長 議員のおっしゃるとおりである。市が例えばイベントあるいは、企業支援でも該当していくかと思うが、この事業に対して、団体が自らクラウドファンディングを行っていくというときに、市が後ろ盾となり支えるというのが、このふるさと納税を活用したクラウドファンディングである。今の立て付けで、もう一

つ増えるのかという質問であると思うが、その一つのツールが増えたというように捉えていただければと思う。

○佐貫委員 少し話がそれてしまうが、今年度実施した運動公園の照明に関するクラウドファンディングは基金だったのか。

○総合政策課長 このふるさと納税の基金に関する条例は、これまでどおりであるため、いただいたものは全て一度基金に全額積むという形を取っている。条例上そのようなになっているため、クラウドファンディングでいただいたものも、一旦、基金に積んでいる。

○佐貫委員 承知した。ふるさと納税の入口と、クラウドファンディングのみの入口があると思う。ふるさと納税だと寄附者側のメリットを勘案して、ふるさと納税型のクラウドファンディングにしたという流れであったか。

○総合政策課長 クラウドファンディングには二つの種類があることについての御質問であるが、イベントを行う団体が自前でクラウドファンディングを行う場合も当然ある。目標額を設定して寄附を集めることは可能である。

あとは、この公的団体がふるさと納税型を活用した場合、この制度は9割の寄附控除を受けられる制度である。

要は、民間団体が独自で実施するクラウドファンディングと、市が関与し、今回のようにふるさと納税としてこちらに寄附をいただき、寄附者から見ると9割の寄附控除を受けられる形となる。そのようなことで、野球場の件については、そのふるさと納税型を使ったという形である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 19 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決された。

議案第 20 号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 20 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長 (高久聡子)

(「議案書」の 64～82 ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 20 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決された。

議案第 21 号 矢板市手数料条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 21 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長

(「議案書」の83～85ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第21号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決された。

議案第23号 矢板市墓苑条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第23号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○生活環境課長 (柳田豊)

(「議案書」の91～93ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第23号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決された。

議案第 26 号 財産の取得について (追認)

○委員長 次に、議案第 26 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長

(「議案書」の 96 ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 26 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決された。

議案第 27 号 財産の取得について (追認)

○委員長 次に、議案第 27 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○生活環境課長

(「議案書」の 97 ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 27 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決された。

議案第 31 号 矢板市総合戦略について

○委員長 次に、議案第 31 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長

(「議案書」の 101 ページ及び「矢板市総合戦略」により説明)

○委員長 質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 31 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決された。

陳情第6号 日本政府に「非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書

○委員長 次に、陳情第6号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○関委員 ほかの市町村では、どういう状況なのか。

○委員長 今回、塩谷町とさくら市に提出されている。まだ、いずれの議会でも審議されてないというのが現状である。

○佐貫委員 非核三原則の堅持というのは大賛成である。ただ、今回は文脈がその「非核三原則を堅持しましょう」の前段のところが幾つか引っかかるところがあり、今この国際情勢も戦争の状況なども変わっているので、一旦、継続で審議をお願いしたいと私は思っているが、皆様はいかがか。

○委員長 継続審査というお言葉いただきましたが、確かに文面の中に、特に中段に実名が挙がっていたり、また、国政に関することが載っていたりと、我々地方自治体の議員が、ここまで国にやっていいのかなということも踏まえると、やっぱり行き過ぎているのかなというのは、私も実際感じた次第である。

○齋藤委員 私も非核三原則には賛成できるが、もう少し継続して審査したほうがいいかなと思う。

○宮本委員 この件に関しては、私個人としては継続審査すべきと思っている。

その理由はやはり、今、委員長や佐貫委員がおっしゃったように、非核三原則は当然、子孫のためにも堅持していかなければいけないということは強く思っている。

そんな中で、「報道によれば」というような言葉の中に実名も載せ、その人がこういうふう言ってるから、こういうふうになってはいけないということで、慌てているというように思えるが、もう少ししっかりと今の社会情勢を見た中での、陳

情になってくればいいなというふうに思う。したがって、継続審査がベターかなと
思っている。

○関委員 継続審査をお願いします。

○石井委員 私も継続審査をお願いします。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (14 : 58)

○委員長 会議を再開する。 (14 : 59)

これより採決する。陳情第6号は継続審査とすることに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第6号は継続審査とすることを決定した。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。 (15 : 00)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長